

栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

平成27年3月19日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理及び有効活用に関し必要な事項を定めることにより、空家等が適正に管理されるとともに地域の資源として有効活用され、市民の安全、良好な生活環境の保全及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に存するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等のうち、市内に存するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等のうち、市内に存するものをいう。
- (4) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正管理及び有効活用を促進するため、啓発、広報、計画策定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の施策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(相互の協力)

第4条 市、所有者等、事業者、市民、自治会及び法第23条第1項の規定による指定を受けた空家等管理活用支援法人その他団体は、この条例の目的を達成するため、空家等の適正管理及び有効活用について、相互に協力するものとする。

(空家等の発生の予防)

第5条 現に使用している建築物を所有し、又は管理する者は、建築物の使用を中止するに当たり、当該建築物を使用する見込みがなく、かつ、適正な管理を継続することが困難で管理不全空家等又は特定空家等に該当することとなるおそれがあるときは、賃貸、譲渡等により当該建築物の活用を図るよう努めるものとする。

(情報提供)

第6条 何人も、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供することができる。

(空家等対策計画の策定)

第7条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

(協議会の設置)

第8条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するため、栃木市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する専門的な知識を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

10 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

11 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

12 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

14 協議会の庶務は、都市建設部建築住宅課において処理する。

15 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等の倒壊、破損等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫し、所有者等が直ちに危険を除去することが困難であると認められるときは、危険を回避するために必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(支援及び助成)

第10条 市長は、空家等の適正な管理を促進するため、所有者等の相談に応じるとともに、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 市長は、適正な管理が行われていない空家等の状態を改善し、又は改善した所有者等に対し、別に定めるところにより、助成をすることができる。

(空家等の活用)

第11条 所有者等は、空家等を使用する見込みがなく、かつ、適正な管理を継続することが困難であるときは、管理不全空家等又は特定空家等に該当することとなることを防止するため、賃貸、譲渡等により当該空家等の活用を図るよう努めるものとする。

2 市長は、前項の活用を促進するとともに、空家等が良好な生活環境の創造、活力あるまちづくり、居住の促進等に有効活用されるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、地域の活性化に資する目的で空家等を有効活用するものに対し、必要な支援及び助成を行うものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、適正な管理が行われていない空家等の状態を改善するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に当該空家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。